

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会主催
産業廃棄物処理に係る「第21回 実務者研修会」開催

9月20日(火)午前10時から名古屋国際会議場(名古屋市熱田区)において、(一社)愛知県産業廃棄物協会主催による「第21回 実務者研修会」が参加者102名のもと開催されました。

研修会は、はじめに当協会専務理事 渡邊 修氏より「本日の実務者研修会が、日々の業務の向上はもちろん排出事業者への教育など、適正処理の推進に役立っていただけるものと思います。」と開会挨拶がありました。



その後、同氏が講師となり「産業廃棄物処理の基礎」と題して、平成25年度の実績をもとに排出量、最終処分、減量、再生利用、品目別排出比率について、一般廃棄物では平成12年度をピークに減少傾向にあり、一人当たりのごみ排出量など、廃棄物の現状について解説がありました。

また不法投棄の件数、投棄量の経年変化についても事案内容も含めて説明があり、建設系廃棄物が全体の8割を占めているとのことでした。

最近の法改正では“水銀に関する水俣条約”的採択を受けて、廃水銀又は廃水銀化合物の処理基準や、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB)の適正処理の一部改正について、さらに排出事業者責任についても元請一元化、処理状況の確認など、排出事業者への対応を強調されました。処理業者については

優良化認定制度の概要とメリット、PR用ステッカーの活用や、3R、5Rの基本的な考え方をはじめ、循環型社会をつくるための法体系や適正処理について話がありました。

午後からは「電子マニフェストの仕組みと運用」と題し、当協会環境アドバイザー 相宮良一氏より、電子マニフェストの一般的運用ケース、紙マニフェストと併用の運用ケースについて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれの側に立って説明がありました。導入のメリットとして電子化による情報管理の合理化や事務負担の軽減、コンプライアンス、データの透明性、電子マニフェストの加入申込手続、利用料金、普及状況について説明がありました。

次に「産業廃棄物の委託処理と委託契約」「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」「帳簿」について、産業廃棄物処理実務者研修会基礎コース(全産連発行)を活用し、当協会事務局長 小坂元信氏より説明がありました。委託基準では産廃処理業に係わる許可番号や委託契約書の原則、記載事項、覚書、再委託の手順、契約書の作成のほか、廃棄物データシートガイドラインの改訂、PCB廃棄物処分の流れや印紙税など日々の業務に必要な事務処理について述べました。

帳簿作成では、収集運搬業の帳簿例をもとに、帳簿様式、記載例を中心に説明がありました。その後受講者全員に研修修了証の授与があり研修会は終了しました。

※電子マニフェストに関するお問合せ先

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet>

